

高齢者補聴器の現物支給

内容

耳が不自由なため、家族や地域の方とコミュニケーションがとりづらい方に対して、よりよいコミュニケーションと積極的な社会参加をしていただくため、区の指定耳鼻科にて聴力の検診を行い、その結果必要と認められた方に補聴器を支給します（一人1台1回限り。現物支給）

対象となる方: 次のすべてに該当する方

1. 江東区にお住まいの65歳以上の在宅の方
 2. 障害者総合支援法による補聴器の支給を受けていない方
 3. 区で定める所得以下の方
 4. 区の高齢者補聴器支給事業の現物支給または購入費助成を受けていない方
- 所得基準額: * 扶養親族が3人以上の場合、1人につき38万円加算

扶養親族の数	0人	1人	2人
基準額	2,572,000 円	3,052,000 円	3,432,000 円

申請に必要な書類: 補聴器支給申請書

申請は、介護保険課在宅支援係または最寄りの長寿サポートセンターで申請可能です。申請受付後、要件を満たしている方へ補聴器検診依頼書をお渡しします。区内指定の耳鼻咽喉科で検査を受けていただき、補聴器の支給が必要と判断した時にお一人様1回1台に限り支給します。

※ 転入された方で、区で所得の確認ができない場合は、上記書類以外に証明する年度の「1月1日現在」の住所地の所得証明（住民税非課税証明書等）が必要です

補聴器の無料相談

区から補聴器の現物支給を受けた方を対象に、毎週金曜日 10 時～11 時 30 分の間、区役所（3 階 4 番）で、業者が補聴器の無料相談を行っています。

(問合せ先) 江東区介護保険課在宅支援係
電話 3 6 4 7 - 4 3 1 9 (直通)